

## 役員報酬の見直し

4月には役員報酬(給与)を見直される企業が多いと思います。中小企業が役員報酬を決定する際には、法人に対する貢献度はもちろんのこと、役員個人の生活費等を考慮することが多いと思います。しかし、会社と個人が一体(中小企業の場合オーナー企業が多い)と考えた場合、法人と個人の税率の違いや社会保険料の一族での負担ということも考慮すべき重要な事項です。以下に見直しの際に考慮すべき事項をまとめてみました。

### 1. 個人と法人の税率の違い

課税所得に対する個人と法人の税額及び税率を以下に示してみます。

#### 個人の課税所得に対する所得税・住民税の金額(千円)及び表面税率

課税所得	所得税	住民税	合計	税率
1,000	100	50	150	15.0%
5,000	670	400	1,070	21.4%
10,000	1,770	990	2,760	27.6%
20,000	4,910	2,290	7,200	36.0%
30,000	8,610	3,590	12,200	40.7%
50,000	16,010	6,190	22,200	44.4%
100,000	34,510	12,690	47,200	47.2%
200,000	71,510	25,690	97,200	48.6%

(前提条件)

- ・個人事業税及び住民税の均等割は含まれていません。
- ・定率減税は考慮していません。
- ・個人の課税所得とは扶養控除などの所得控除を控除後の所得金額をいいます。

#### 法人の課税所得に対する法人税・住民税・事業税の金額(千円)及び表面税率

課税所得	法人税	事業税	住民税	合計	税率
1,000	220	50	108	378	37.8%
5,000	1,100	273	260	1,633	32.7%
10,000	2,360	684	478	3,522	35.2%
20,000	5,360	1,644	997	8,001	40.0%
30,000	8,360	2,604	1,516	12,480	41.6%
50,000	14,360	4,524	2,554	21,438	42.9%
100,000	29,360	9,790	6,089	45,239	45.2%
200,000	59,360	19,870	12,239	91,469	45.7%

(前提条件)

- ・資本金は1億円以下とします。
- ・事業所は大阪市内に1ヶ所のみとします。
- ・住民税均等割7万円を含んでいます。
- ・同族会社の留保金課税は考慮していません。

ご覧のように、所得が低いと法人が、多くなれば個人の方が税負担は高くなります。

### 2. 給与に対する概算経費の存在

個人の給与に対しては「給与所得控除」という概算の経費が一定の率により控除することができますので、法人から役員報酬(給与)を支給する場合には金額にもよりますが、支給額のおおむね20~40%位は結果的に税金がかからないこととなります。

### 3. 給与に対する社会保険料の負担

役員報酬(給与)に対しては社会保険料がかかります。社会保険料は給与に対して健康保険料で9.45%(介護保険含む)、厚生年金で13.934%、合計で23.384%(いずれも2005.4現在)かかり、これを会社と社員が折半で負担します。厚生年金については今後毎年引き上げられ、2017年には18.3%になります。役員報酬を引き上げると当然社会保険料の負担も増えることとなります。

具体的な金額に基づく試算は2003.12「バランスのとれた役員報酬」をご参照(下記ホームページでも掲載)ください。当事務所では役員報酬と会社の利益に応じた税金と社会保険料の簡単なシミュレーションもご用意しております。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号 西野会計事務所

TEL 06-6774-8282 FAX 06-6774-8281

E-mail : [nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

URL : <http://www.5a.biglobe.ne.jp/~nishino>